

# 八代市へ移住された方の 住宅取得等を応援します！

＜八代市移住・定住促進補助金＞

県外から八代市へ移住し住宅を取得又は賃借された、子育て世代を中心とした若者世代の方を応援するため、住宅の取得又は賃借に伴う費用を補助します。

補助  
金額

取得の場合

最大 **50** 万円

賃借の場合

最大 **30** 万円



補助金（一律）		取得：30万円 賃借：10万円
加算	子育て加算 (中学生以下のこども1人)	5万円（最大15万円）
	空き家バンク加算	5万円

対象者

- ・ 県外から本市に5年以上居住する意思をもって転入し、住宅を取得又は賃借した方
  - ・ 世帯主又はその配偶者のいずれかが20歳以上39歳以下の方
- ※詳しくは裏面の「補助の要件」をご確認ください。

対象  
物件

新築住宅、建売住宅、中古住宅  
民間の賃貸住宅  
空き家バンク制度の登録物件（売家、貸家）

申請  
期間

本市への転入の日から1年以内



＜お問合せ・申請窓口＞ **八代市 総務企画部 地域政策課**

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25  
電話：0965-33-4168 mail：chiiki@city.yatsushiro.lg.jp

移住定住  
情報サイト





## 補助の要件

○次に掲げる要件のすべてを満たす方が対象です。

1. 世帯全員が移住者であって、当該世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかが20歳以上39歳以下であること
2. 転入直前に、世帯全員が連続して1年以上県外に住所を有していたこと
3. 転入の日から1年を経過していないこと
4. 職務上の転勤又は出向、大学進学等による一時的な転入でないこと  
(取得した住宅に居住する場合は、この限りでない)
5. 本市に5年以上居住する誓約ができること  
(取得した住宅に居住する場合は、この限りでない)
6. 住宅の取得費用等が50万円以上(賃借の場合は30万円以上)であること
7. 3親等以内の親族が所有する物件でないこと
8. 世帯全員に市税等の滞納がないこと
9. 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

○次に掲げる方は対象となりません。

1. 公務員又はこれに準ずる者  
(その者(本市の職員を除く)が取得した住宅に居住する者である場合を除く)
2. 社宅、寮、市営住宅に入居する者
3. 他の補助等を既に受け、又は受ける予定がある者
4. 宗教的活動又は政治的活動に利用しようとする者



## 申請手続き

○補助金の交付を受けようとする方は、下記の書類を提出していただく必要があります。

1. 補助金交付申請書
2. 誓約書兼同意書
3. 世帯全員の住民票の写し
4. 転入直前に、連続して1年以上県外に住所を有していたことが分かるもの  
(世帯全員の戸籍の附票の写し等)
5. 契約書の写し
6. 住宅の取得又は賃借費用等が分かるもの
7. 住宅を取得した場合は、土地・建物の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
8. 世帯全員に市税等の滞納がないことを証する書類
9. その他必要な書類

## 注意事項

○補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき1回限りとなります。

○八代市移住・定住促進補助金交付要領第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

